

議案第 1 1 3 号

藤岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

藤岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を次のとおり定める。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日可決

藤岡市長 新 井 利 明

藤岡市条例第 号

藤岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 2 項及び第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、藤岡市農業委員会の委員（以下「委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第 2 条 委員の定数は、1 4 人とする。

(推進委員の定数)

第 3 条 推進委員の定数は、1 8 人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 9 年 7 月 2 0 日から施行する。

(藤岡市農業委員会の選挙による委員の定数条例及び藤岡市農業委員会の委員の選挙区設定及び選挙区ごとの委員の定数条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 藤岡市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和 3 2 年条例第 2 9

号)

- (2) 藤岡市農業委員会の委員の選挙区設定及び選挙区ごとの委員の定数条例
(昭和32年条例第30号)

(藤岡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 藤岡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成12年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

行政不服審査会委員	日額	7,200
報酬の額欄中以内とあるのは、その額の範囲内で任命権者が定めるものとする。		

」を

「

行政不服審査会委員	日額	7,200
農地利用最適化推進委員	年額	328,000
報酬の額欄中以内とあるのは、その額の範囲内で任命権者が定めるものとする。		

」に

改める。